

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○形質変更時要届出区域の指定	(環境対策課)	一
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	三
○特定計量器の定期検査の実施(二件)	(産業立地推進課)	三
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農業振興課)	三
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	四
○保安林の指定の解除の予定(三件)	(森林整備課)	四
○県道の路線認定	(道路課)	五
○道路の区域決定	(同)	五
○道路の区域変更	(同)	五
○道路の供用開始(三件)	(同)	五
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	六
○市街地再開発組合の事業計画変更の認可	(同)	六
○都市計画事業の事業計画の認可(二件)	(下水道課)	七
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	七
○土地改良区の定款変更の認可	(北部地方振興事務所)	八
公 告		
○県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧	(農村振興課)	八
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁高校教育課)	八
収用委員会		
○県道丸森柴田線坂津田事件審理の開始		一〇

正 誤

○宮城県公報第二八四〇号(平成二十九年三月十日付け)中

一〇

告 示

○宮城県告示第二百五十一号

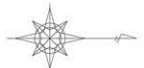
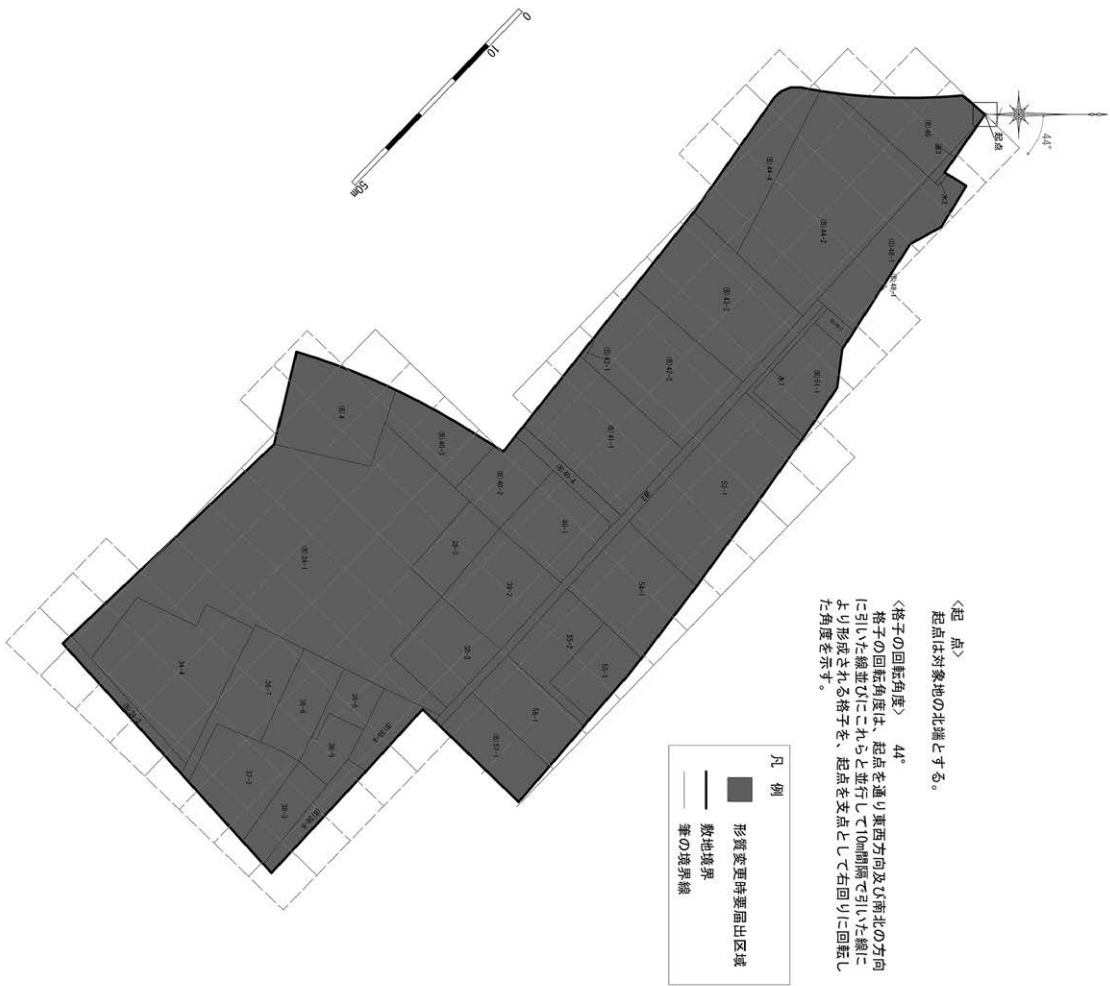
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

大崎市古川千手寺町二丁目三十四番四、三十六番五、三十六番六、三十六番七、三十六番九、三十七番二、三十八番二、三十八番三、三十九番一、三十九番三、四十番一、五十二番一、五十四番一、五十五番一、五十五番二、五十六番一、五十一番一地先及び五十二番一地先
大崎市古川千手寺町二丁目四番、三十四番一、三十四番三、三十六番四、三十六番八、四十番二、四十番三、四〇番四、四十一番一、四十二番一、四十二番二、四十三番二、四十四番一、四十四番四、四十六番、四十八番一、四十八番三、五十一番一、五十七番一、四十六番地先及び四十八番一
地先の一部とし、次の図のとおりとする。



二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第四項第九号から第十一号までの該当性

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する。

○宮城県告示第二百五十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
独立行政法人国立病院機構宮城病院	山元町高瀬字合戦原一〇〇	平成二十九年三月二十日	平成三十二年三月十日
登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四	平成二十九年三月二十一日	平成三十二年三月二十日

○宮城県告示第二百五十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十九年五月九日	栗原市 金成	午前十時三十分から午後二時三十分まで	金成農村環境改善センター（JA栗つこ金成中央支店裏）
五月十二日	栗原市 若柳川南	午前十時三十分から午後二時三十分まで	若柳多目的研修センター
五月十五日	栗原市 若柳川北 有賀・大岡	午前十時三十分から午後二時三十分まで	若柳公民館
五月十六日	栗原市 栗駒	午前十時三十分から午後二時三十分まで	栗駒総合支所

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
五月十七日	栗原市 栗駒	午前十時三十分から午後二時三十分まで	栗駒総合支所
五月十九日	栗原市 高瀬清水	午前十時三十分から午後二時三十分まで	高清水総合支所
五月二十二日	栗原市 花山	午前十時三十分から午後二時三十分まで	一迫公民館
五月二十三日	栗原市 志築波	午前十時三十分から午後三時まで	築館ふるさとセンター
五月二十四日	栗原市 志築波	午後三時から午後十時三十分まで	築館ふるさとセンター
五月二十六日	栗原市 鷺沢	午前十時三十分から午後二時三十分まで	鷺沢振興センター

○宮城県告示第二百五十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十九年六月二日	利府町 全域	午前十時三十分から午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営農センター
同日	利府町 全域	午前十時から午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営農センター
同日	利府町 全域	午前十時から正午まで	仙台農業協同組合東部営農センター

○宮城県告示第二百五十五号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十九年三月二十一日から平成二十九年四月四日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十九年三月九日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第二百五十六号

県管上福田地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年三月二十一日から平成二十九年四月十八日まで

三 縦覧場所

東松島市役所及び美里町南郷庁舎

○宮城県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成二十九年三月二十一日

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区荒浜字南官林五四の一（次の図に示す部分に限る。）、岩沼市寺島字川向四五の四

（次の図に示す部分に限る。）、亘理郡亘理町吉田字砂浜一の二〇・一の二三・一の二四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、山元町山寺字須賀一の二四（次の図に示す部分に限る。）、石巻市渡波字長浜五八の二三（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区藤塚字東谷地一五の二・二二の二から二二の五まで・三二の二・三三の二・三三の四・三四の二・三五の二（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、荒浜字北官林二九の一（次の図に示す部分に限る。）、字中丁三六の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

三 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区荒浜字北官林二九の一（次の図に示す部分に限る。）、字中丁三六の一（次の図に示す部分に限る。）、字南官林五四の一（次の図に示す部分に限る。）、岩沼市寺島字川向四五の四（次の図に示す部分に限る。）、亘理郡亘理町吉田字砂浜一の二〇・一の二三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

四 解除予定保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町東官浜字水浜六の六

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

指定理由の消滅

一 解除予定保安林の所在場所

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年三月二十一日

一 解除予定保安林の所在場所
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林として指定された目的
気仙沼市横沼一六の二、一六の三

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由
海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県郡松島町手樽字大申林一四の二、字堀籠一の三、一の四、一〇の五から一〇の七まで

二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由
道路用地とするため

○宮城県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線番号 二七四	路線名 美田園増田線	終起 名取市美田園 名取市飯野坂	点 点	重要な経過地 —
-------------	---------------	------------------------	--------	-------------

○宮城県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 美田園増田線
三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
名取市美田園五丁目三〇番地先から 同市飯野坂一丁目三五番地先まで	一三・四、 八九・四	三、六五四・二	一部の区間について、県道との重複により田舎の重なりがみならず、供用開始がなす

○宮城県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 道路名 仙台名取線
三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
名取市飯野坂一丁目三七番一―地先から 同市飯野坂一丁目三五番四地先まで	八・五、 一一・五	一一・二、 一五・〇	二七三・四	二七三・四

○宮城県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	美田園増田線	名取市増田二丁目一九三番地先から 同市飯野坂一丁目三五四番地先まで	平成二十九年 三月二十五日 午後三時

○宮城県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台名取線	名取市飯野坂一丁目三七一番一地从先から 同市飯野坂一丁目三五二番四地从先まで	平成二十九年 三月二十五日 午後三時

○宮城県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	愛島名取線	名取市大手町三丁目四七番一地从先から 同市飯野坂一丁目三五四番地先まで	平成二十九年 三月二十五日 午後三時

○宮城県告示第二百六十六号
仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定により準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 あすと長町南部地区計画
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百六十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
中央一丁目十四・十五番地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十六年三月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区
石巻市中央一丁目十二番一、十二番三、十二番四、十二番五、十二番六、十三番一、十三番二、十三番三、十三番四、十三番五、十三番六、十三番七、十五番一、十六番一、十六番四、十七番二、十八番一、十八番二、十八番三、十八番四、十八番五、十八番六、十八番八、二十三番一、二十三番三、二十三番四及び二十三番五
- 四 事務所の所在地
石巻市中央一丁目十四番五号
- 五 設立認可の年月日
平成二十六年三月十八日
- 六 変更の内容
事業施行期間の終期を平成二十九年九月三十日に変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十九年三月十五日

○宮城県告示第二百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十一日

一 施行者の名称

大和町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

大和町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

自平成二十九年三月二十一日至平成三十年三月三十一日

四 事業地

1 取用の部分

なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十一日

一 施行者の名称

大郷町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大郷都市計画下水道事業

2 名称

大郷町流域関連特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

自平成二十九年三月二十一日至平成三十年三月三十一日

四 事業地

1 取用の部分

なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月二十一日

一 施行者の名称

名取市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

名取市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年一月十六日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

昭和五十一年宮城県告示第四十三号、昭和五十六年宮城県告示第四十六号、昭和六十一年宮城県告示第千六百六十三号、昭和六十二年宮城県告示第千三百号、平成五年宮城県告示第九百十号、平成九年宮城県告示第四百五十一号、平成十年宮城県告示第五百二十五号、平成十二年宮城県告示第九百五号、平成十六年宮城県告示第四百十七号、平成十六年宮城県告示第千二百四十七号、平成二十二年宮城県告示第四百三十四号、平成二十五年宮城県告示第千五十六号及び平成二十八年宮城県告示第三百三十二号の事業地のうち、名取市閑上字新狐島を削除し、名取市閑上字鶴塚

及び字新鶴塚の一部を追加する。
2 使用の部分
変更なし

○宮城県告示第二百七十一号

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、平成二十九年三月十三日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年三月二十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 平勝

公 告

○県営員抜沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業（ため池整備工事（小規模）））計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條の三第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要
別冊のとおり

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
登米市中田町宝江黒沼字鶴ヶ坪百二十三番の一部、百二十五番、百二十六番、百二十八番、百二十九番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市岩月千岩田三百番地二
株式会社オサベフーズ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
柴田郡柴田町大字上名生字新宮前二十番、二十一番、四十一番、四十二番、二十番地先の道の一部、四十二番地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

角田市角田字幸町三番地
有限会社若木商会

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県利府町澤乙字山岸十三番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

愛知県名古屋市中区葵三丁目十五番三十一号
株式会社JPホールディングス
愛知県名古屋市中区葵三丁目十五番三十一号
株式会社日本保育サービス

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項
1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種一号）二百キロリットル
2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十九年四月二十五日 午後一時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻新漁港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 七十キロリットル 平成二十九年六

月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 昆 洋 一 電話〇二一一二一一一三六二一）

3 入札説明書の交付期限

平成二十九年三月三十一日午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年四月三日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十九年四月七日午前九時から平成二十九年四月十二日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十九年四月十二日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所
平成二十九年四月十三日午前十一時 高校教育課内（宮城県行政庁舎十六階）
入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者
2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要
Summary
1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS(K2205-1980) Class 1, No.1) 200 Kiloliters
2 Deadline for Delivery : April 25, 2017
3 Place of Delivery : Miyaginamaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : April 12, 2017 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Youichi Kon, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第16号

宮城県起業の県道丸森柴田線改築工事（坂津田道路・宮城県角田市坂津田字上地内から同市坂津田字石切地内まで）に係る土地収用事件（県道丸森柴田線坂津田事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成29年3月21日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 日 時 平成29年5月29日（月）午後2時から

2 場 所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

正 誤

○宮城県公報第二八四〇号（平成二十九年三月十日付け）中

ページ	段	行	正	誤
一	上	前 四 行 目	産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則	産業技術総合センター条例施行規則の一部改正について